

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5 月16日
【会社名】	株式会社光彩工芸
【英訳名】	KOSAIKOGEI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深沢 栄二
【本店の所在の場所】	山梨県甲斐市竜地3049番地
【電話番号】	0 5 5 1 - 2 8 - 4 1 8 1（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理課 課長 前田 直人
【最寄りの連絡場所】	山梨県甲斐市竜地3049番地
【電話番号】	0 5 5 1 - 2 8 - 4 1 8 1（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理課 課長 前田 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、平成29年4月27日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年4月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4.0円

その他の剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 15,000,000円

減少する剰余金の項目とその額 別途積立金 15,000,000円

第2号議案 株式併合の件

目的 当社株式を株主様に中長期的な株価変動を勘案しつつ安定的に保有していただきながら投資単位を適切な水準にすること。

内容 株式の種類 普通株式

方法・比率 平成29年8月1日をもって、平成29年7月31日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合する。

併合により減少する株式数 3,564,000株

効力発生日における発行可能株式総数 1,584,000株

第3号議案 定款一部変更の件

商号変更について

本年4月1日に創立50周年を迎え、100年企業に向けて新たな50年を歩み始めるにあたり、経営理念である「技術革新をバックボーンにジュエリーづくりのフロンティアを拓けます」を実現し、より一層飛躍するべく、定款第1号に定める商号を「株式会社光・彩」に変更する。

単元株式数変更について

当社株式の売買単位を100株に変更するために単元株式数を1,000株から100株に変更する。併せて株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、深沢栄二、深沢信夫、金井公克、加藤雄一を選任する。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である優成監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任される為、監査法人ナカチを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	2,857	16	-	（注）1	可決（99.82％）
第2号議案	2,850	23	-	（注）2	可決（99.68％）
第3号議案	2,844	29	-	（注）2	可決（99.68％）
第4号議案				（注）3	
深沢 栄二	2,858	15	-		可決（99.61％）
深沢 信夫	2,858	15	-		可決（99.61％）
金井 公克	2,858	15	-		可決（99.61％）
加藤 雄一	2,858	15	-		可決（99.61％）
第5号議案	2,865	8	-	（注）3	可決（99.72％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上